筑紫野市
こども計画
令和7年度～令和11年度
概要版

みんなで育もう！ウェルビーイングのまちづくり

子ども・若者が未来に希望を抱く筑紫野市を目指して

筑紫野市

子ども・若者、子育て家庭を応援する新しい「こども計画」できました！

計画の趣旨

少子高齢化が進行し、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が変化しています。子どもの貧困、ヤングケアラーの存在、虐待報告件数の増加など、子どもを巡る社会課題が顕在化しているといわれます。このような中、令和5年4月には、こども基本法が施行されるなど、全ての子ども・若者がひとしくその権利擁護が図られ、幸せな状態で生活することができる「こどもまんなか社会」を目指すこととなりました。

本市においても、令和2年3月に策定した「第2期筑紫野市子ども・子育て支援事業計画」の見直しに伴い、少子化対策だけでなく、子どもの貧困対策や若者の育成支援などを加えた「筑紫野市こども計画」を策定し、これまで以上に、子どもや若者とその家庭に対して包括的な支援に取り組みます。

計画の対象

0歳から39歳までの子ども・若者およびその家庭を対象とします。

計画の期間

計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

計画の基本理念

みんなで育もう!
ウェルビーイングのまちづくり
子ども・若者が未来に希望を抱く筑紫野市を目指して

子どもや若者の成長と自立のためには、地域、学校、企業、行政などの社会全体が一体となって、子ども・若者とその家庭を支え、子どもを産み育てやすい環境を整えながら、子ども・若者の健やかな育ちを温かく見守り、地域全体で子ども・若者を育てていくことが何よりも大切です。このような考えのもと、"みんなで育もう!ウェルビーイングのまちづくり　子ども・若者が未来に希望を抱く筑紫野市を目指して"を本計画の基本理念として定めました。この基本理念のもと、各種施策に取り組みます。

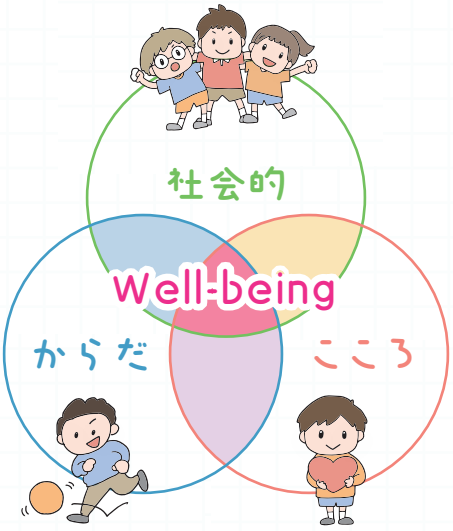

【ウェルビーイング】

「ウェルビーイング」(Well-being) は well (良い) と being (状態) からなる言葉です。身体的、精神的、社会的に将来にわたって良い状態、幸せな状態のことです。

子どもの権利

さまざまな権利があります

子どもは、今を生きる一人の人間として、かけがえのない存在です。子どもには、人間として健やかに生きていくための当然の権利があります。また、子どもたちは、筑紫野市を引き継ぎ、未来へとつないでいく役割を担う存在でもあります。

全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、日本国憲法、こども基本法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもや若者の意見を尊重し、多様性を認めながら、国や県、関係機関と連携して取り組んでいく必要があります。

「育つ権利」

自分に役立つ情報を知り、さまざまな文化、芸術及びスポーツに触れ楽しむ権利があります。

「守られる権利」

暴力や差別を受けない権利があります。自分に関する情報が不当に収集されない権利もあります。

「生きる権利」

健康に配慮され、適切な医療が保障され、成長にふさわしい生活ができる権利があります。

「参加する権利」

自己表現又は自分に関することの意見が尊重され、仲間を作ったり、社会に参加したりする機会が守られる権利があります。

計画の体系と取組

子ども・若者、子育ての当事者への幅広い支援策を展開します

第2期筑紫野市子ども・子育て支援事業計画の成果や、こども大綱、市民へのアンケート、子ども・若者の意見聴取などによる現状と課題などを踏まえて、今後の施策を展開します。

子どものライフステージごとにテーマを設定し、それを実現するための基本施策、主な基本事業、主な取組、成果指標を明らかにします。また、特定のライフステージだけではなく、子どものライフステージを通して取り組むべきことや、子育ての当事者である保護者への支援も施策を展開していきます。

ライフステージ共通

1

基本施策	目指す姿
① 子どもの権利保障の推進	子どもの人権がまもられ、健やかに育まれるようになっています。
② 子どもの居場所づくりの推進	年齢を問わず、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができています。
③ 子どもの貧困対策の推進	子どもの貧困世帯が適切な支援を受けることで、子ども・若者が幸せな状態で成長できるようになっています。
④ 障がい児支援の充実	障がいの特性や能力に応じた専門的な相談支援により、障がいを持つ子ども・若者や、その家族が抱える不安や負担が軽減されています。

妊娠期・乳幼児期（就学前）

2

基本施策	目指す姿
⑤ 妊娠・出産・乳幼児期の切れ目ない支援の充実	妊娠期から子育て期までを通して、切れ目のない相談支援を受けることができるようになっています。
⑥ 幼児教育・保育の充実	安心して保育所などに子どもを預け、働くことや、幼児教育を受けることができるようになっています。
⑦ 地域での子育て支援の充実	子育ての相談や交流の場が地域に広がり、不安や負担が解消されています。

学童期・思春期（小・中学生）

基本施策	目指す姿
⑧ 学校教育の充実	子どもたちが確かな学力、豊かな心、健やかな体を育みながら、充実した学校生活を送っています。
⑨ 学習機会・体験活動の充実	体験活動、社会参加、世代間交流などの子ども・若者が育まれ、成長する機会が充実しています。
⑩ 学校・家庭・地域の協働促進	地域の人材や学習資源が活かされ、地域の教育力が向上するとともに、地域と共に開かれた学校づくりが進められています。

青年期（高校生年代以上）

基本施策	目指す姿
⑪ 次代を担う若者の育成	若者が安心して集い、悩みを打ち明け、交流できる場所がつくられるとともに、事件や事故に巻き込まれることなく、健やかに成長しています。
⑫ 若者の就学・就労など自立に向けた支援の推進	若者が自らの適性などを理解した上で、職業や進学などのライフイベントで選択することができています。

子育て当事者

基本施策	目指す姿
⑬ 子育て世代にやさしい環境づくりと仕事と子育ての両立支援	子育てが楽しく、安心して子どもを産み育てることができています。
⑭ 経済的支援の充実	家庭環境や経済的事情による負担が軽減され、子どもを育てることができています。
⑮ ひとり親支援の充実	ひとり親家庭の子どもが適切な支援を受けながら、心身ともに健やかに育成されています。

子ども・子育て支援サービス

地域のニーズにこたえる
支援サービスを提供します

子ども・子育て支援事業計画では、アンケート調査などから把握した地域のニーズをもとに、将来、保育所や幼稚園などの事業、子育て支援のためのサービスがどの程度必要になるのかを推計し、量の見込み（潜在的なニーズ量を含む）を計算しました。

量の見込みと現在提供できているサービスなど確保の方策を比較し、不足している場合は計画期間の5年間で必要量を整備します。

教育・保育の認定

子ども・子育て支援新制度では、希望する教育・保育施設を利用するために、それぞれの事由や時間に応じて、市から保育の必要性の認定を受けた上で申し込みをします。

認定区分	対象者（子ども）	利用施設
1号認定	満3歳以上～小学校就学前の子どもで、教育を希望する場合	認定こども園・幼稚園など
2号認定	満3歳以上～小学校就学前の子どもで、「保育の必要な事由」に該当し、保育所などでの保育を希望する場合	認定こども園・保育所など
3号認定	満3歳未満の子どもで、「保育の必要な事由」に該当し、保育所などでの保育を希望する場合	認定こども園・保育所など

各年度の見込みと供給量

1号認定・2号認定Ⅰの量の見込みと、供給可能な量は以下の通りです

（人）

年　　度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	963	959	949	940	930
供給可能な量	1,719	1,719	1,718	1,717	1,716
過不足	756	760	769	777	786

2号認定Ⅱ・3号認定の量の見込みと供給可能な量は以下の通りです。

（人）

年　　度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,627	2,548	2,452	2,349	2,250
供給可能な量	3,152	3,152	3,152	3,152	3,152
過不足	525	604	700	803	902

地域子ども・子育て支援事業

（一部のみ掲載）

事業の名称	年　　度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
地域子育て支援拠点事業 （回※月当たり延べ利用回数）	量の見込み	678	674	668	662	656
	供給可能な量	678	674	668	662	656
妊婦等包括相談支援事業 （回※年間延べ利用回数）	量の見込み	2,514	2,499	2,478	2,457	2,436
	供給可能な量	2,514	2,499	2,478	2,457	2,436
妊婦健康診査事業 （健診回数）	量の見込み	10,520	10,457	10,369	10,282	10,194
	供給可能な量	10,520	10,457	10,369	10,282	10,194
乳児家庭全戸訪問事業 （人※年間実人数）	量の見込み	838	833	826	819	812
	供給可能な量	838	833	826	819	812
産後ケア事業 （人※年間延べ利用者数）	量の見込み	1,749	1,739	1,724	1,709	1,695
	供給可能な量	1,749	1,739	1,724	1,709	1,695
子育て世帯訪問支援事業 （人※年間延べ利用者数）	量の見込み	1,037	1,035	1,025	1,016	1,006
	供給可能な量	1,037	1,035	1,025	1,016	1,006
養育支援訪問事業 （人※年間実人数）	量の見込み	10	10	10	10	10
	供給可能な量	10	10	10	10	10
子育て短期支援事業 （人※年間延べ利用者数）	量の見込み	72	72	71	70	70
	供給可能な量	72	72	71	70	70
時間外保育事業（延長保育） （人※年間実人数）	量の見込み	517	514	510	505	500
	供給可能な量	517	514	510	505	500
一時預かり（幼稚園） （人※年間延べ利用者数）	量の見込み	31,853	31,699	31,379	31,059	30,740
	供給可能な量	31,853	31,699	31,379	31,059	30,740
一時預かり（その他） （人※年間延べ利用者数）	量の見込み	5,405	5,375	5,323	5,272	5,220
	供給可能な量	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500
ファミリー・サポート・センター （人※年間延べ利用者数）	量の見込み	928	923	914	905	895
	供給可能な量	928	923	914	905	895
病児保育事業 （人※年間延べ利用者数）	量の見込み	690	687	680	673	666
	供給可能な量	1,920	1,920	1,920	1,920	1,920
児童育成支援拠点事業 （人※年間実人数）	量の見込み	36	36	36	36	35
	供給可能な量	0	36	36	36	35
放課後児童クラブ （人※年間実人数）	量の見込み	1,665	1,698	1,715	1,732	1,715
	供給可能な量	1,665	1,698	1,715	1,732	1,715

成果指標

5年後の達成を目指して、目標値を掲げています

5年後の達成を目指して、成果指標を設定しています。一部を紹介します。

1. ライフステージ共通

成果指標内容	基準値	目標値
子どもの人権に関する相談窓口を知っている市民の割合	73.8%	78.1%
子ども・若者が安心して過ごせる場がつくられていると思う市民の割合	44.6%	52.3%

2. 妊娠期・乳幼児期（就学前）

妊娠、出産、子育てに関する相談窓口の認知度	8.5%	20.4%
保育サービスの満足度	73.8%	81.6%

3. 学童期・思春期（小・中学生）

学校に行くのは楽しいと思う子どもの割合	小学生　81.5% 中学生　75.5%	小学生　88.0% 中学生　87.0%
学校の授業以外で体験活動をしている子どもの割合	小学生　91.0% 中学生　89.0%	小学生　94.0% 中学生　93.0%

4. 青年期（高校生年代以上）

子ども・若者の悩みに関する相談対応件数	478件	900件
暮らしの困りごと相談における就労準備支援の新規支援件数	2件	10件

5. 子育て当事者

子育てが楽しいと思う保護者の割合	94.4%	95.0%
子育てに関する経済的不安がある保護者の割合	69.9%	65.7%
男女があらゆる分野で平等に参画できていると思う市民の割合	15.5%	25.0%

筑紫野市こども計画（概要版）
令和7年3月

発行　筑紫野市　こども部　こども政策課
〒818－8686　福岡県筑紫野市石崎1丁目1－1

※掲載している目標値は一部です。
※筑紫野こども計画の全文は、QRコードからご覧いただけます。